

要求水準等説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

千代田区高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画に向けた日常生活圏域ニーズ調査業務

(2) 業務目的

令和9年度から令和11年度までの3カ年計画である第10期介護計画等策定にあたり、介護保険に関する国・都等の情報を整理し、千代田区における介護保険事業の今後の方策等について検討を行う必要がある。本業務委託は、要介護度の悪化につながるリスクの把握や介護予防・日常生活支援総合事業の進捗管理や評価のため、第10期介護計画等を策定するための基礎資料として、令和7年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施し、データの収集及び分析を行うものである。

(3) 業務内容

ニーズ調査（千代田区在住の65歳以上の区民で要介護1～5以外の方を対象）

調査目的

- ア 要介護度の悪化につながるリスクや生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源を把握する。
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業の進捗管理や事業評価のために必要な地域診断を行う。

内容

- ア 調査票案への助言（調査を行う標本の大きさについても提案を含む）
- イ 調査票の郵送作業
- ウ 調査票の回収と集計・見える化システムへのデータ入力（厚労省提示の項目）
- エ 区独自項目についてのグラフ化分析（例：クロス集計の検定、平均値の差の検定）
- オ 調査結果のデータ分析（例：クロス集計の検定、平均値の差の検定）
- カ 在宅介護実態調査（区で実施）の調査結果との複合的な分析
- キ 調査結果を基に現行の高齢者プランにある重点事項の観点で分析及び課題の抽出
- ク 調査結果報告書作成（調査の趣旨、調査結果の概要・総括、調査の分析結果等を記載したもの）

条件

ア 標本の大きさについては 4,000 人 (2,000 人×2 圏域) を想定しているが、調査を行う標本の大きさについても提案に含めること。

※対象者数：約 9,500 人(日常生活圏域数：2 圏域)

第 9 期介護計画等時ニーズ調査回収率：62.1%

イ 調査項目数は厚労省提示の必須項目及び区独自設定のオプション項目 20 問程度とすること。なお、必須項目数は厚労省から 8 月に通知予定のニーズ調査の手引きに基づき確定する。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日

(5) 業務の経費概算

6,360 千円 (税込)

※本経費は 1 (3) ニーズ調査の経費とする。

※郵送代 (発送及び返送代含む)、調査票等の印刷代を含む。

(6) 業務実施上の条件

ア 実施に当たっては主任担当者及び担当者を置くものとする。(主任担当者とは兼務不可)

イ 主任担当者は同種業務経験者とする。同種とは自治体の日常生活圏域ニーズ調査のことをいう。

(7) 成果品

	提出・納品するもの	作成方法等	数量
1	印刷物一式 (調査票、 発送・返信用封筒)	調査票：A 4 判15～25頁程度 封筒：区所定の物を使用 (発送用は 角 2、返信用は長 3 を想定)	4,000部程度 ※区と協議の上決定
2	集計データ	表やグラフを用いて作成	電子データ (C D-R)
3	調査結果報告書	A 4 判・冊子形式	電子データ (C D-R) 及び製本10部

(8) その他

ア 受託者は「千代田区高齢者プラン令和 6 年度～令和 8 年度」(現行計画)や「千代田区地域福祉計画 2022」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き(厚労省)」等を十分理解した上で当該業務を行うこと。

イ 受託者は区担当職員と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。

ウ 受託者は本業務により知りえた内容を一切第三者に漏らしてはならない。なお、個人情報取り扱いに関しては、「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」のとおりとする。

エ 調査資料及び成果品 (電子データを含む) の著作権は、全て区に属するものとし、

本区の承認を得ないで公表、貸与、使用してはならない。また、受託者は、著作者人格権に基づいた権利を行使してはならない。

2 参加申込書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(1) 参加申込書の作成様式

別紙標準様式第4号及び様式「4-2」～「4-7」参照のこと。

(2) 記載上の留意事項

様式4-3 同種業務の受託実績については、同種業務を記載すること。同種とは自治体の日常生活圏域ニーズ調査のことをいう。なお、23区で同種業務実績がある場合は、優先して記入すること。

(3) 問い合わせ先

千代田区 保健福祉部 高齢介護課 高齢介護係 担当：堺、紺野、坂入

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所3階

電話 03-5211-4321

F a x 03-3288-1365

E-mail koureikaigo@city.chiyoda.lg.jp

3 参加申込書の受領期間並びに提出場所及び方法

(1) 受領期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月8日（金）17時まで

(2) 提出場所

2（3）に同じ

(3) 提出方法

2（3）へ持参

※事前に電話連絡のうえ、直接持参することとし、郵送、ファクシミリ又はE-mailによる提出は不可とする。

4 要求水準等説明書等に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

(1) 受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月1日（金）17時まで

(2) 提出場所

2（3）に同じ

(3) 提出方法

2（3）へ所定の様式「4-9」により持参又はE-mail

(4) 回答方法

担当課から質問者に対してE-mailで回答するとともに、区のプロポーザル情報ホーム

ページに掲載し、周知する。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

イ 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。

ウ 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成 7 年 9 月 1 日 7 千総経発第 92 号）による指名停止を受けていないこと。

エ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

オ 経営不振の状態でないこと。

(2) 提案書提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模の妥当性	資本金
履行保証力	履行保証力の有無等	令和 6 年度（又は直近の会計年度）における自己資本比率の高さ
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任力の有無等	賠償責任保険の加入の有無・内容
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	日常生活圏域ニーズ調査と同種の業務受託実績（過去 5 年間）
精通度	区の特性の理解度	千代田区における業務実績（過去 5 年間）
社会貢献度	社会貢献度の有無等	社会・地域貢献の具体的取組みや提案
担当者の業務執行技術力	主任担当者及び担当者の当該業務を遂行するために必要な知識・経験	主任担当者及び担当者の実務経験年数、同種又は類似業務実績（過去 5 年間）

※上記表中の「過去 5 年間」は令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月末までの期間とする。

6 選定結果に関する事項

- (1) 応募者多数の場合は、第3位得点者まで提案書の提出を求めるものとする。
- (2) 参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定された者に対しては、提案書の提出要請を、区長（高齢介護課）から通知する。
- (3) 参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、区長（高齢介護課）から通知する。
- (4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（千代田区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、区長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (6) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所

2 (3) に同じ

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時

7 提案書の作成様式、記載上の留意事項、必須記載事項及び問い合わせ先

(1) 提案書の作成様式

別紙様式「4-8」参照のこと。

(2) 記載上の留意事項

ア 両面A4（一部二つ折りA3サイズも可）20ページ以下（左綴じ）とし、正本1部、副本8部を提出する。両面印刷、ページ番号を記載すること。なお、審査は匿名で行うため副本には会社名及びロゴ等を使用しないこと。

イ 提案書提出者の選定後、区が提供する「ニーズ調査票案」と、区ホームページから参照できる「千代田区高齢者プラン令和6年度～令和8年度（現行計画）」及び「地域福祉計画 2022」、厚労省ホームページから参照できる「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き（厚労省）」を十分理解した上で、下記の(3) 必須記載事項を網羅した提案書を作成すること。

(3) 必須記載事項

ア 高齢者福祉・介護保険事業に関する理念・課題認識

イ 業務実施方針

ウ 業務フロー

エ ニーズ調査を実施するにあたってのポイント

オ ニーズ調査等のデータ分析の手法または独自の工夫

- (4) 問い合わせ先
2 (3) に同じ

8 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和7年9月12日(金)17時まで
- (2) 提出場所
2 (3) に同じ
- (3) 提出方法
2 (3) に持参
※事前に電話連絡のうえ、直接持参することとし、郵送、ファクシミリ又はE-mailによる提出は不可とする。

9 本業務選定スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 事業者募集開始 | 令和7年7月28日(月) |
| ア 参加申込書受付期間 | 令和7年7月28日(月)から令和7年8月8日(金) |
| イ 質問受付期間 | 令和7年7月28日(月)から令和7年8月1日(金) |
| (2) 選定結果通知 | 令和7年8月20日(水) |
| 提案書受付期間 | 令和7年8月20日(水)から令和7年9月12日(金) |
| (3) プレゼンテーション実施日 | 令和7年9月29日(月) |
| (4) 最終選定結果通知 | 令和7年10月6日(月) |

※参考 ニーズ調査郵送スケジュール

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 発送日 | 令和7年12月上旬 |
| (2) 回収期日 | 令和7年12月下旬 |

10 提案書を採用するための評価基準

提案書の評価項目等は、以下のとおりである（組織評価及び担当者評価については、参加申込書記載の内容を基に採点する）。なお、採点の結果同点数の企業が生じた場合は、見積金額の低い企業を採用とする。

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○組織評価	経営規模	（様式4－2）資本金	2点
	履行保証力	（様式4－2）令和6年度（又は直近の会計年度）における自己資本比率の高さ	2点
	瑕疵担保力	（様式4－2）賠償責任保険の加入の有無・内容	2点
	業務執行技術力	（様式4－3）同種業務（日常生活圏域ニーズ調査）の業務実績（過去5年間）	3点
		（様式4－3）23区における同種業務（日常生活圏域ニーズ調査）の業務実績（過去5年間）	3点
	精通度	（様式4－4）千代田区における業務実績（過去5年間）	2点
	社会貢献度	（様式4－5）社会・地域貢献についての姿勢及び取組み（環境配慮・次世代育成・男女共同参画・個人情報保護・地域活動（防災・福祉・町会等）、その他）	2点
○担当者評価	1 主任担当者	実際に本業務に従事する者を特定	
	専門性	（様式4－6）①経験年数②資格及び専門分野等の適切性③表彰等の状況	3点
	同種又は類似性の高い業務の実績	（様式4－6）同種又は類似性の高い業務の実績（過去5年間）	4点
	2 担当者	実際に本業務に従事する者を特定	
	専門性	（様式4－7）①経験年数②資格及び専門分野等の適切性③表彰等の状況	3点
	同種又は類似性の高い業務の実績	（様式4－7）同種又は類似性の高い業務の実績（過去5年間）	4点
	高齢者福祉・介護保険事業に関する理解度	（様式4－8）高齢者福祉・介護保険事業に関する理念・課題等の理解度は十分か	10点

○ 提 案 内 容 評 価	提案事項を実施するにあ たっての取組方針	(様式4－8)業務内容の理解度は十分か	10 点
	業務の実施手続き	(様式4－8)業務実施手続きを示す業務 フロー等は妥当か	10 点
	現況・課題への理解度	(様式4－8)地域の現況・区特有の課題 への理解度は十分か	10 点
	業務を実施するにあつ ての工夫	(様式4－8)業務にあつてのポイン ト・工夫点があるか	10 点
	取組み姿勢	(様式4－8)ニーズ調査を実施するにあ たって、積極的に取組む意欲を感じられる か	10 点
	実現性	(様式4－8)提案内容の説得性、実現性 が十分か	10 点
合計			100 点

11 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、区長（高齢介護課）から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、区長（高齢介護課）に対して不採用理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所

2（3）に同じ

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加申込書は返却しない。

- (5) 採用されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書に明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 主任担当者および担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 千代田区情報公開条例の規定に従い、当選定に係る情報について公開請求があった場合には、提出された提案書等を公開することがある。ただし、同条例第7条に規定する「非公開情報」に該当するものを除く。